

ドーピングの実際

平成25年8月

公益社団法人

日本ボディビル・フィットネス連盟

アンチドーピング委員会委員長

関 隆教

1. **ドーピングとは**
ドーピングとは一般的には競技力を高めるために薬物を使用したり、その使用した薬物の存在を隠そうとすることです。ですからドーピング検査において選手から採取した尿や血液等から禁止物質やその代謝物質の存在が証明されることが必要になります。つまり禁止物質が体内に入らないように常日頃から気をつけることは選手自身の責任となります。意図的な使用ではなく、たとえ不注意であっても制裁の対象になります。
2. **選手自身の健康を害する**
ドーピングを行うことによって身体や精神に重い副作用が起こり得ます。ですから選手の健康を守るためにもドーピングは禁止されています。
3. **不誠実（アンフェア）である**
フェアプレーの精神に反することです。スポーツへの参加資格として皆が守っているルールを自分だけが有利になろうとしてコソコソとルールを破ることはやはりずるくて不誠実です。
4. **反社会的行為である**
特に一流のスポーツ選手は一般の人々や青少年に対しては模範を示すという役割があります。もしも薬物を使って一流になったとすれば、それをまねる人が必ず出てきます。国民は選手の活躍に期待し、そのプレーに感動するからこそ応援をしてくれますし、税金からの支出も認められるわけです。
5. **スポーツの価値をそこなう**
そのスポーツ固有の価値観とは倫理観、誠実、健康、競技能力、人格と教養、喜び、楽しみ、チームワーク、真摯な取り組み、法規則の順守等があげられ、スポーツを通じてこれらのことが養われることが期待されているからです。

6. ドーピング検査

(1) 競技会検査

(2) 競技会外検査（いわゆる抜き打ち検査）

競技会外検査では選手はあらかじめ居場所情報を提出する義務があります。もしもこのドーピング検査を断ると自分がクリーンであることを証明できないため疑われても仕方がないことになってしまいます。『自分は陽性』ということと同じとみなされ違反となり重い処分を受けます。

7. ドーピング防止規則違反になる行為

(1) ドーピング検査で検体に禁止物質が存在すること

(2) 禁止物質や禁止方法を使ったり、その使用を企てること

(3) 検体採取を拒否したり、回避すること

(4) 競技会外検査に関する義務に違反すること

(5) ドーピング検査の一部を不当に改変すること

(6) 禁止物質または禁止方法を保有すること

(7) 禁止物質または禁止方法の不正取引を実行すること

(8) 選手に対して禁止物質または禁止方法を投与、使用すること

8. サプリメント（栄養補助食品）

サプリメントは薬ではなく『食品』として分類されています。したがって製品の成分についてはすべてが表示されているわけではありません。表示されていない成分の中には禁止物質が含まれている場合もあります。とくに海外製のサプリメントには禁止物質が入っている製品が多くあり、インターネットを使っての購入の際には注意が必要です。購入や使用は原則的には自己責任です。つまり成分の良くわからないサプリメントには手を出さないことが大切です。

『ウッカリドーピング』には特に注意しましょう

9. ドーピング防止ガイドブック 2013年度版

日本薬剤師会

東京都薬剤師会

日本体育協会

上記の会からのご厚意で使用可能な薬剤リストの一覧表を次に示します。